

議案第16号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年3月24日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 三朝町内に住所を有するもの。 ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 三朝町内に住所を有するもの。 ただし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する施設への入所措置が採られたため三朝町内に住所を有するに至った被保険者であって、当該措置が採られた際現に他の市町村

(2) 国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされる者

2～3 略

第 3 条以下 略

別表 (第 2 条、第 3 条関係)

(1)～(4) 略

(5) 母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令 (昭和 39 年政令第 224 号) 第 1 条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第 2 号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。) を扶養している者のうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 略

内に住所を有していたと認められるものを除く。

(2) 国民健康保険法第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置が採られたため、他の市町村内に住所を有するに至った被保険者であって当該措置が採られた際現に三朝町内に住所を有していたと認められたもの

2～3 略

第 3 条以下 略

別表 (第 2 条、第 3 条関係)

(1)～(4) 略

(5) 母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 5 条第 1 項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令 (昭和 39 年政令第 224 号) 第 1 条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第 2 号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。) を扶養している者のうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶養している児童

(6) 略

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。